

地域社会における SOGI 施策の現状と課題

Current Status and Challenges of SOGI Policies in Local Communities

佐々木 謙一

SASAKI Kenichi

(要旨)

近年、性的指向・性自認（SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity）に関する社会的関心が高まる中、地域社会における SOGI 施策の推進は、社会的包摂（インクルージョン）の実現に不可欠である。その一方で、地域間格差や施策の実効性の不足が、当事者の権利保障と生活の質の向上を阻む主要な課題となっている。本稿は、この地域間格差に焦点を当て、SOGI 施策に関して都市部と地方部の比較分析を通じて、両地域が異なる発展経路を辿っている実態を明らかにした。都市部ではパートナーシップ制度の普及に見られるように制度化と社会的承認が相互に進行している一方、地方部では市民社会の活動に依存し、施策の実効性確保に課題が残る。この構造的な格差を是正するためには、最高裁判所の決定を踏まえた国レベルの法制度整備と、地域特性に応じた柔軟な施策導入を組み合わせた包括的アプローチが必要である。

キーワード：SOGI 施策、地域間格差、社会的包摂

1. はじめに

近年、日本社会において性的少数者（LGBTQ+）の権利保障と社会的理解は、重要な政策課題として注目されている。SOGI の概念は、性的指向および性自認に基づく多様性を認め、すべての個人が平等に尊重される社会の実現を目指すものである。しかし、歴史的に異性愛規範が強固に定着した日本社会では、性的少数者は制度上・社会文化上ともに長らく周縁化されてきた経緯がある。

こうした状況が一変する契機となったのは、1990 年代以降の国際的な人権規範の展開と、国内での学術研究や市民団体の活動による当事者の課題の可視化である。これにより、性的少数者の権利保障は、人権問題に留まらず、教育、福祉、労働など幅広い社会政策分野に関連する課題として位置づけられるようになった。

一方で、日本における法制度の整備は依然として限定的である。同性婚や包括的差別禁止法は未整備であるものの、東京都渋谷区の「パートナーシップ証明制度」に代表されるように、自治体レベルでの部分的な制度的対応は急速に進展している。また、文部科学省や厚生労働省による指針は、学校・職場における差別防止や理解促進に一定の効果をもたらしている。

るものの、法制度の不十分さは生活上の不利益や社会的承認の不足に直結しており、制度整備と社会的理解は相互に補完的に進められる必要がある。

SOGI 施策の意義は多角的である。第一に、人権保障の観点から、性的指向や性自認にかかわらずすべての人を尊重することは、憲法に定められた平等原則の具体化であり、民主主義社会における基本的要請である。第二に、社会的包摂と共生社会の形成という観点から、SOGI 施策は多様性を基盤とした社会規範を確立し、差別や偏見を容認しない社会環境を整える役割を果たす。第三に、経済的・社会的活力の向上という観点から、企業や地域社会における多様性の尊重はイノベーションや人口定着に寄与し、持続可能な社会形成の基盤となる。

本稿は、以上の背景を踏まえ、地域社会における SOGI 施策の現状と課題を多角的に分析する。第2節において「SOGI 施策の背景と意義」を整理し、権利擁護、法制度、社会的認知の状況を明らかにする。第3節では「地域社会における現状と具体的事例」として、都市部・地方部における施策展開の特徴と事例を比較分析する。第4節では、国レベルの法制度の限界、司法の役割、および地域社会が直面する多層的な課題を整理し、今後の施策展開の方向性を考察する。終節では、本研究を総括し、今後の展望について結論づける。

2. SOGI 施策の背景と意義

日本における SOGI 施策は、国際的な人権規範の発展と国内の当事者運動を背景に急速に注目を集めており、性的少数者の権利保障と社会的理解の深化、制度的対応の進展という三つの視座が交錯する政策領域である。本節では、SOGI 施策をめぐる社会的・制度的背景を整理し、その政策的意義と近年の動向について検討する。

2.1 性的少数者の権利擁護と社会的理解

SOGI をめぐる議論は、性的少数者の権利擁護と社会的理解の進展と密接に関わっている。近代化とともに異性愛規範が社会に強固に定着した結果、性的少数者は社会的不可視化の状態に置かれてきた。

この状況を変える契機となったのは、1990 年代以降の国際的な人権規範の展開である。欧米諸国における差別禁止法や同性婚制度の導入に加え、日本国内でも学術研究や市民団体による調査が進み、当事者が直面する深刻な課題が可視化されるようになった。また、全国規模の調査から、若年層の性的少数者における孤立感や疎外感が深刻化していることが明らかになっている。認定 NPO 法人 ReBit (2022) の調査によれば、10 代の性的少数者の約 48%が「自殺を考えたことがある」と回答しており、これは同年代の一般若者に比べて顕著に高い割合である。また、同調査では 10 代 LGBTQ 当事者の 29.4%、20 代 27.2%、30 代 25.8%が「孤独感をしばしばあるいは常に感じる」と回答しており、孤立感の高さが年代を問わず持続していることが示されている。

さらに、行政・福祉サービスの利用に関する調査では、性的少数者の約 8 割がセクシュア

リティに起因する困難を経験しており、その結果、3人に1人が病状悪化や心身不調を、5人に1人が自殺念慮や未遂を経験していることが報告されている（ReBit, 2023）。これらの結果は、孤立感のみならず、制度利用に伴う障壁が心理的・身体的健康リスクに直結していることを示している。これにより、性的少数者の権利保障は人権問題としてだけでなく、教育・福祉・労働など幅広い社会政策分野にまたがる課題として位置づけられるようになった。

さらに、当事者自身の社会運動も大きな役割を果たした。プライドパレードやNPOによる啓発活動は、社会的理解の醸成に寄与し、メディアを通じて一般市民の認識を変化させてきた。とりわけ若年層においては、性的少数者に対する否定的態度が徐々に低下しており、世代間での意識の差も報告されている。このように、権利擁護と社会的理解の進展は、相互に影響しながら SOGI 施策の基盤を形成してきたといえる。

さらに、当事者自身の社会運動（プライドパレードやNPOによる啓発活動）も大きな役割を果たし、社会的理解の醸成に寄与してきた。若年層における否定的態度の低下など、世代間での意識の差も報告されており、権利擁護と社会的理解の進展が相互に影響しながら SOGI 施策の基盤を形成してきた。

2.2 法制度と国レベルの政策的議論の進展

法制度の整備は、SOGI 施策の展開において極めて重要な役割を担ってきた。日本では、同性婚や包括的差別禁止法といった制度は依然として未整備であるが、地方自治体や行政による部分的な施策は着実に進展してきた。2015年、東京都渋谷区が全国で初めて「パートナーシップ証明制度」を導入したことは、その象徴的な事例である。この制度は法的拘束力を持たないものの、企業や病院、住宅市場等で社会的配慮を促す契機となり、全国の自治体に急速に広がった。2025年5月時点で、導入自治体は530を超え、人口カバー率は9割を超えるに至っている（*1）。

また、教育分野でも制度的対応が進んでいる。文部科学省は2015年に「性同一性障害や性的指向・性自認に関する教職員向け指針」を発出し、学校現場における対応を明示した（*2）。その後の改訂では、いじめ防止対策の一環としてトランスジェンダー生徒への制服やトイレ利用の配慮、カリキュラム上での人権教育の強化が盛り込まれ、教育機関における SOGI 理解の促進に一定の役割を果たしている。さらに、厚生労働省は、職場におけるハラスメント対策の一環として、SOGI（性的指向・性自認）に関する啓発活動を行い、企業向けのガイドラインを整備している（*3）。大手企業を中心に、ダイバーシティ＆インクルージョン（D&I）施策の一環として SOGI への対応を強化する動きが広がるなど、行政と民間の連携による取り組みも進展している。

一方で、国レベルの法制度の不十分さは依然として大きな課題である。同性婚や包括的な差別禁止法が存在しないことは、日常生活における具体的な不利益を生むだけでなく、社会的承認の欠如にも直結している。この包括的な法制度の整備をめぐっては、2023年6月に成立した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進

に関する法律」(LGBT 理解増進法)の議論過程において、国レベルでの大きな政策的対立が露呈した(*4)。

LGBT 理解増進法の成立過程における最大の論点は、「差別禁止」規定を設けるか、「理解増進」に留めるかであった。差別禁止規定の導入を求めた当事者団体や野党の一部は、国際的な人権基準に則り、法的な強制力をもって差別を根絶することが、当事者の人権と生活の安定に不可欠であるという意識を強く持っていた。彼らは、単なる「理解」の促進だけでは差別被害の救済や抑止に繋がらないと考えた(*5)。

一方、与党内の一部や保守層からは、「差別」という文言が広範な解釈を生み、「社会の混乱」や「新たな逆差別」を招くという意識から、慎重論が強く主張された。特に、公衆浴場やトイレの利用といったトランスジェンダーに関わる具体的な場面での影響や、伝統的な家族観への影響を懸念する声が、差別禁止規定の削除・弱体化を求める主要な背景として働いた。結果として、成立した法律は「理解増進」に重点を置いた内容となり、当初案の「差別は許されない」という文言は「不当な差別はあってはならない」へと後退した。この経緯は、「人権保障」と「社会規範の維持・秩序への懸念」という政策的アクター間の根深い意識の対立を明確に示したものであり、今後の SOGI 施策における国レベルの限界と方向性を象徴する出来事であった。

2.3 SOGI 施策の意義

SOGI 施策の意義は、多角的な観点から論じることができる。第一に、人権保障の観点である。すべての人が性的指向や性自認にかかわらず尊重される社会を構築することは、憲法に定められた平等原則を具体化するものであり、民主主義社会における基本的要請である。とりわけ、教育・医療・福祉といった基礎的生活領域において当事者の権利を守ることは、社会の最も脆弱な立場にある人々を保護するという政策的責務に直結する。

第二に、社会的包摂と共生社会の実現という観点がある。SOGI 施策は、性的少数者を排除の対象とせず、地域社会における一員として認めることを通じて、多様性を基盤とした共生社会の形成に寄与する。これは単に少数者の利益を保障するにとどまらず、差別や偏見を容認しない社会規範を確立することによって、多様な人々が安心して暮らせる社会環境を整えることを意味する。その過程で培われる相互理解や寛容性は、社会全体の民主的成熟度を高める効果を持つ。

第三に、経済的・社会的活力の向上という側面も重要である。企業経営の観点からは、多様な人材を尊重する組織文化はイノベーションを促進し、国際競争力を強化する。地域社会においても、性的少数者を含む多様な住民が安心して暮らせる環境を整備することは、人口定着や地域活性化に資する。たとえば、若年層にとって包摂的な地域環境は居住選択の重要な要因となり、SOGI 施策が地域の持続可能性に直結することが指摘されている。

以上のように、SOGI 施策の意義は人権保障、社会的包摂、経済的活力の向上という複合的な観点から説明できる。その背景には国際的な人権規範の影響と国内の当事者運動の展

開があり、法制度と社会的認知の進展がこれを支えてきた。今後は、現行施策の限界を踏まえつつ、包括的な制度整備と社会的理解の深化を両輪とする取り組みが求められる。

3. 地域社会における現状と具体的事例（都市部・地方部）

日本における SOGI 施策は、国の政策的枠組みが限定的である一方、地方自治体や市民社会の取り組みによって発展してきた側面が大きい。特に地域社会における SOGI 施策の現状を把握する際には、都市部と地方部の間に顕著な差異が存在する点を踏まえる必要がある。本節では、都市部と地方部における施策展開の実態と特徴を整理し、具体的事例を通してその到達点と課題を明らかにする。

3.1 都市部における SOGI 施策の展開

大都市圏では、国に先行する形で SOGI 施策が導入され、一定の社会的成果を上げてきた。例えば、東京都渋谷区は 2015 年に日本で初めて「パートナーシップ証明制度」を導入し、事実上の同性カップルに一定の社会的承認を与えた。この制度は法的拘束力を持たないものの、住民票に基づいた関係の証明として、医療機関での面会や住宅契約等の場面で活用され、LGBTQ+当事者の生活上の不利益を軽減する役割を果たしている。渋谷区に続き、世田谷区、札幌市、大阪市、福岡市など大都市が相次いで導入し、2023 年時点では全国で約 300 を超える自治体に広がっている。

また、東京都は 2021 年に「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設し、区市町村レベルを超えて都全体での対応を可能にした。同制度は、宣誓したカップルに証明書を発行するのみならず、教育現場や企業との連携を通じて差別防止や啓発を推進する包括的な施策の一環と位置づけられている。このような都市部における先進的事例は、住民の多様性を尊重する都市政策の一環として評価され、国際都市としてのブランド戦略とも結びついている。

さらに、都市部では企業や大学との協働が進んでいる点も特徴的である。例えば、渋谷区では区内に本社を置く企業と連携し、ダイバーシティ推進の一環として SOGI に関する研修や啓発プログラムを展開している。また、多くの大学がジェンダー・セクシュアリティに関する相談窓口を設置し、キャンパス内での差別防止指針を策定している。こうした都市部の取り組みは、制度設計と社会啓発が相互補完的に進展している点で特徴的である。

3.2 地方部における SOGI 施策の展開

一方で、地方部における SOGI 施策は都市部と比べて遅れが見られる。背景には人口規模の小ささや予算的制約、また保守的な社会規範の根強さが指摘される。特に地方においては、SOGI に関する議論自体が公的に取り上げられる機会が少なく、当事者が声を上げにくい環境が形成されている。

しかしながら、地方自治体においても近年は着実な進展が見られる。例えば、三重県伊賀市は 2016 年に中核市として初めてパートナーシップ証明制度を導入した。伊賀市は人口約

9万人と小規模であるが、地域コミュニティに根差した施策を積極的に展開し、全国的な注目を集めた。また、鳥取県が「人権」関連条例（鳥取県人権尊重の社会づくり条例）の改正を行い、「性的指向」や「性自認」を明示して差別禁止を規定し、令和3年（2021年）4月1日施行された。これは地方自治体の条例としても比較的早い段階であり、極めて先駆的な対応である。さらに、地方部では市民団体の活動が重要な役割を果たしている。例えば、四国や九州の地方都市（松山市、高松市、福岡県、熊本市、大分市、宮崎市）では、当事者団体が啓発イベントや相談活動を主導し、それを契機に自治体が施策を検討するという事例が報告されている。こうしたボトムアップ型の展開は、都市部とは異なる地域的特性を反映した施策形成のあり方を示している。

3.3 都市部と地方部の比較

都市部と地方部の比較からは、以下のような特徴が抽出される。第一に、制度の導入速度と範囲に顕著な差がある。都市部では住民の多様性が高く、国際化やビジネスとの関わりも強いため、早期に制度が整備されてきた。これに対して地方部では、導入は一部自治体にとどまり、住民全体への浸透には時間を要している。第二に、施策の担い手に違いがある。都市部では行政主導で企業・大学が協働する形が多いのに対し、地方部では市民団体や個人の働きかけが制度化の原動力となっている。第三に、施策の社会的効果にも差が見られる。都市部では制度利用の事例が積み重なり社会的承認が進みつつある一方、地方部では当事者の可視化や支援体制が依然として限定的であり、孤立感や差別の解消には至っていない。

3.4 具体的事例の考察

ここでいくつかの具体事例を考察する。まず、札幌市は2017年に政令指定都市として初めてパートナーシップ制度を導入した。その後、制度の利用件数は年々増加し、自治体が当事者支援の窓口を一元化することで行政サービス全体の改善につながっている。これは都市部における成功事例といえる。

一方、宮崎県都城市では、パートナーシップ制度を導入するにあたり、市議会で反対意見が根強く存在した。しかし、市民団体の働きかけや当事者の実体験の共有が議論を促進し、最終的に導入に至った。この事例は、地方において施策を実現するためには市民レベルでの啓発活動や合意形成が不可欠であることを示している。

さらに、教育分野においても地域差が顕著である。東京都や大阪市では学校教育において性的多様性に関する教材が導入され、教員研修が制度的に行われている。一方、多くの地方自治体では、教育委員会レベルでの対応が十分ではなく、教員の個別の努力に依存している現状がある。これは地域社会における次世代への影響を大きく左右する要因となる。

3.5 小括

以上の考察から、地域社会における SOGI 施策は都市部と地方部で異なる発展経路を辿

っていることが明らかとなった。都市部では制度化と社会的認知が相互に進展し、一定の成果を上げているが、地方部では市民団体の活動を契機とするボトムアップ型の展開が中心であり、制度化には時間を要している。今後は、都市部での先行事例を地方部に応用しつつ、地域特性に応じた柔軟な施策設計が求められる。また、教育や医療など生活に直結する分野での対応を強化することにより、地域社会全体での共生社会の実現に向けた基盤が整備されることが考えられる。

4. 政策的・法的な課題と展望

本節では、前節で確認した地域社会における施策の現状を踏まえ、SOGI 施策が直面する政策的・法的な課題を整理し、今後の展望を考察する。

4.1. 国レベルの法制度の限界と司法の役割

日本の SOGI 施策における最大の政策的課題の一つは、国レベルの法整備の遅れと、それに伴う法制度の不均衡である。特に、トランスジェンダーの法的性別変更をめぐる「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（特例法）の運用が長らく問題視されてきた。この特例法は、性別変更を可能にする一方で、「生殖腺がないこと（不妊要件）」や「未成年の子がいないこと」を要件として課し、当事者の身体の不可侵権や自己決定権を侵害しているという批判がされてきた。

この法的論争に対し、2023 年 10 月 25 日、最高裁判所大法廷は、生殖腺がないことを性別変更の要件とする規定を「憲法に違反し、無効である」とする画期的な決定を下した。この決定は、長年の法整備の遅れに対し司法が是正を促したものであり、当事者の尊厳と身体的自己決定権を尊重すべきという強い意識が働いている。この判決は、国会に対し速やかな法改正を促すものであり、今後は「手術要件を全廃すべき」という当事者・人権派の意識と、「性別移行の要件をどこまで緩和すべきか」という法制度の整合性を懸念する立法府の意識との間で、新たな政策的議論が生じることとなる。この最高裁の決定は、日本の SOGI 政策における大きな転換点であり、国レベルの課題克服に向けた第一歩と位置づけられる。

4.2. 地域社会における多層的な課題

上記のような国レベルの法的課題に加え、地域社会における多層的な課題が存在する。

はじめに、制度導入の不均衡に起因する地域間格差である。パートナーシップ制度の導入は全国的に拡大しているものの、導入していない地方自治体に住む住民は依然として支援を受けられず、居住地によって当事者の権利保障や社会的承認に差が生じている。これは、社会的公正の観点から看過できない問題である。

次に、社会的認知の不足である。都市部では一定の理解が広がる一方、地方部では依然として SOGI に関する基礎的知識が住民に十分浸透していない。偏見や差別的言動が日常的に存在する中で、当事者がセクシュアリティを公表することは高いリスクを伴い、制度の

実効性を低下させる要因となっている。

第三に、行政体制および専門人材の不足である。多くの地方自治体では、SOGI 施策を担当する専任部署が存在せず、男女共同参画課や人権推進課など既存部署が兼務する場合が多い。その結果、職員の専門性が十分に確保されず、当事者支援における相談体制も脆弱なままとなっている。また、職員の異動が頻繁な自治体においては、施策の継続性や蓄積が阻害される傾向にある。このような行政体制上の制約は、制度の実効性を高める上で大きな阻害要因となっている。

第四の課題は、教育および医療分野における対応の遅れである。都市部では性的多様性に関する教材の導入や教員研修の実施が進んでいるが、地方では個別の学校や教員の裁量に依存している場合が多い。その結果、当事者の子どもや若者が孤立し、不登校や精神的困難を抱える事例が少なくない。また、医療現場においても、性別適合医療やホルモン療法への理解が不足しており、地域によっては当事者が適切な医療を受けられない状況が続いている。教育と医療の両面での格差は、地域社会における SOGI 施策の根幹的課題といえる。

最後は、市民社会の役割とその限界である。地方における SOGI 施策の進展には、市民団体や当事者グループの活動が不可欠である。しかし、これらの団体は多くの場合、人的・財政的資源に制約があり、持続的な活動が困難である。行政との協働が進まない場合、啓発活動や相談支援の範囲は限定的となり、広域的な効果を生み出すことが難しい。市民社会の主体性を尊重しつつも、その活動を支える制度的・財政的基盤の整備が求められる。

4.3. 今後の展望

以上の課題を踏まえ、今後の展望として以下の点を指摘できる。第一に、国レベルでの法制度整備が不可欠である。性的指向・性自認に基づく包括的な差別禁止法の制定や婚姻平等の実現、および最高裁決定を踏まえた特例法の改正は、地域格差を是正し、すべての自治体に共通する最低限の保障を提供する基盤となる。第二に、地方自治体間の連携強化が必要であり、先行事例を共有し、都道府県単位でのパートナーシップ制度の整備など広域的な施策を展開することによって、制度導入のハードルを下げるのが可能となる。第三に、教育と医療の分野において体系的な対応を進める必要がある。教育現場での包括的性教育の実施や、医療従事者の研修制度の整備は、当事者の生活の質を根本的に改善する契機となる。第四に、市民社会の活動を持続可能にするため、助成金制度や人材育成プログラムを通じた支援を強化することが望まれる。

5. 結論

本稿では、日本における SOGI 施策の現状と課題を、法制度の展開、社会的理解、地域社会における取り組みの三つの視点から検討した。

議論を通じて明らかになった第一の点は、SOGI 施策が単なる性的少数者の権利保障にとどまらず、社会全体の社会的包摂性（インクルージョン）を高める重要な基盤であることで

ある。差別や排除の是正は、社会的弱者全般の権利保障や公正な社会の実現と深く結びついており、学校や職場におけるハラスメント対策、医療・福祉・住宅など日常生活の場における支援体制の整備と並行して、社会全体の安心・安全の基盤を強化する効果が期待できる。

第二に、SOGI 施策の展開には地域差が顕著であることが確認された。都市部では、同性パートナーシップ制度の導入や企業との連携が進み、当事者が安心して生活できる環境の形成に寄与している。一方、地方部では制度導入の遅れや社会的認知の不足が課題となり、地域の慣習や価値観が強く影響し、施策の実効性や当事者の社会参加が制約される傾向がある。この地域差は、全国的な施策普及には地域特性に応じた柔軟な対応が不可欠であることを示唆している。

第三に、今後の展望としては、制度的整備と社会的意識改革の双方に基づく包括的アプローチが求められる。法制度面では、差別を包括的に禁止する法律の制定や同性婚制度の導入が喫緊の課題である。社会意識改革においては、教育、福祉、医療、労働など多様な社会領域において SOGI の視点を横断的に組み込むことが不可欠である。特に、都市部で進展している実践事例を地方部に展開し、自治体間での情報共有や研修を通じて地域格差を是正することにより、当事者の孤立防止も期待される。

総じて言えば、SOGI 施策は社会の分断を緩和し、多様な人々が安心して暮らせる社会の構築に不可欠な要素である。その実現には、国レベルでの法制度整備と、地域社会における具体的な実践の双方が重要である。都市部と地方部における取り組みの差異を認識しつつ、相互に学び合い補完し合う仕組みを構築することによって、日本社会における包摂性は一層強化され、多様性を尊重する持続可能な共生社会の実現が期待される。

【脚注】

*1. 認定 NPO 法人 虹色ダイバーシティ：10 年間で人口カバー率 9 割を突破。全国に広がるパートナーシップ制度を渋谷区と NPO が共同調査。最新の導入自治体・登録件数を発表
<<<https://prt看times.jp/main/html/rd/p/000000018.000095691.html>>>(2025 年 9 月 30 日閲覧)

*2. 文部科学省：性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）
<< https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm>>(2025 年 9 月 30 日閲覧)

*3. 厚生労働省：性的マイノリティに関する企業の取り組み事例のご案内
<<<https://www.mhlw.go.jp/content/000808159.pdf>>>(2025 年 9 月 30 日閲覧)

*4. 日本労働組合総連合会：「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する...」（事務局長談話）（2023 年 6 月 16 日）
<< https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/article_detail.php?id=1251>>(2025 年 9 月 30 日閲覧)

*5. 法学館憲法研究所：LGBT 理解増進法の問題点と今後の運用について

<<https://www.jicl.jp/articles/opinion_20230712.html>>(2025 年 9 月 30 日閲覧)

【参考文献】

朝日新聞社 (2024) 「同性婚を認めない規定は「違憲」」朝日新聞デジタル (2024 年 3 月 14 日) <<<https://www.asahi.com/>>>

神谷悠一・松岡宗嗣 (2021) 『LGBT とハラスメント』 集英社

厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止のために (セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント)」

<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html>> (2025 年 9 月 30 日閲覧)

澤田華世・香月富士日・金子典代・塩野徳史 (2023) 「ゲイ・バイセクシュアル男性の人生の満足度に影響を与える心理的要因の探索」『日本精神保健看護学会誌』 32 (1), p. 10-18

内閣府男女共同参画局 (2022) 「地方公共団体におけるパートナーシップに関する制度の状況」 <<<https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/8th/pdf/2.pdf>>>

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (2022) 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第 9 条に規定する学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査分析」

<<<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/pdf/r05-houkoku.pdf>>>

認定 NPO 法人 ReBit (2022) 「LGBTQ ユースの生活実態調査 2022」 ReBit.

<<<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000031.000047512.html>>> (2025 年 9 月 30 日閲覧)

認定 NPO 法人 ReBit (2023) 「性的マイノリティに関する生活実態調査 2023」 ReBit.

<<<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000046.000047512.html>>> (2025 年 9 月 30 日閲覧)

認定 NPO 法人 ReBit (2023) 「LGBTQ 医療福祉調査 2023」 ReBit.

<<<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000045.000047512.html>>> (2025 年 9 月 30 日閲覧)

松岡宗嗣 (2023) 「LGBT 理解増進法が成立。「多様な性」尊重の流れを止めないためにできること」

<<<https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/b3af2ac0da712abc419f93c4acca36715d2ffb73>>> (2025 年 9 月 30 日閲覧)

文部科学省 (2015) 『性同一性障害や性的指向・性自認に係る教職員向け対応指針』

<<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1333328.htm>> (2025 年 9 月 30 日閲覧)

OECD (2019) *Society at a Glance 2019: OECD Social Indicators*. OECD Publishing.